

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項で定める基準による、事故が発生した場合の介護保険事業者から逗子市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

以下の事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービス及び介護保険適用サービスと一体的に提供されるその他のサービスとする。

- ① 指定介護保険事業者
- ② 基準該当サービス事業者

2 報告の範囲

各事業者は、次の①～③の場合、報告を行うこととする。

① サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

注1)「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

注2)ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする（受診には施設所属の医師が診断をした場合を含む）。

注3)事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合は報告すること）。

注4)利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

注5)利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

② 食中毒及び感染症、結核の発生

注)食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報紛失など）については報告すること。

3 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、5の手順により、次の両者に報告することとする。

- ① 被保険者の属する保険者（市町村）
- ② 事業所・施設が所在する保険者（市町村）

4 報告の書式

原則として、別途「介護保険事業者 事故報告書（事業者→逗子市）」（以下「事故報告書」という。）により報告する。

5 報告の手順

- ① 事故後、各事業者は、速やかに電話で報告する（第一報）。

注1）電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市町村の受付者の名前を確認すること。

注2）「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とする。

例：午後に事故が起り、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。

- ② 事故処理の経過について、大幅に変化があった場合には電話で適宜報告する。

- ③ 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式（「事故報告書」）を用いて、文書で報告する。

- ④ 各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。以下同じ）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、「事故報告書」の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

6 報告に対する逗子市の対応

- （1） 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

- （2） 介護保険指定事業者（指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、基準該当サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）から報告のあった事故については、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、指定権者である県の対応が必要と判断されるものについて、県に情報提供する。